

# マイナンバー通知特集号

マイナンバー通知カードが届くまで保管してください

荒川区

☎(3802)3111

FAX(3802)6262

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/

## 10月からマイナンバーの通知カードが送付されます



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

マイナンバーとは、住民票を有するすべての人（外国人を含む）に通知される1人1つの12桁の番号です。社会保障・税・災害対策の分野で、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤であり、全国一斉に導入されるものです。

10月～12月に12桁のマイナンバーが記載された通知カードが住民票のある住所の世帯主あてに送付されます。

今号では、マイナンバー通知カードについてお知らせするとともに、Q&A方式で疑問に答えます。



通知カードは、住民票の住所に簡易書留で届きます。今の住まいと住民票の住所が異なる方は、住まいの区市町村に住民票の異動をお願いします。通知カードは転送されませんのでご注意ください。

### やむを得ない理由により住所地でマイナンバーの通知カードを受け取ることができない方へ

荒川区に住民票のある方で、DV等被害者や一人暮らしで長期に医療機関・施設等に入院・入所されている等により住所地で通知カードの送付を受けることができない方は、現在住んでいる居所を登録してください。

**申請期間** 9月25日(金)必着

**申請方法** 各市区町村窓口で配布または下記総務省ホームページからダウンロードできる申請書を持参または郵送で、〒116-8501(住所不要)荒川区役所1階戸籍住民課へ

**問合せ** マイナンバーコールセンター ☎0570(20)0178  
※(月)～(金)午前9時30分～午後5時30分(祝、年末年始等を除く)

**総務省ホームページ** [http://www.soumu.go.jp/kojinbangou\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbangou_card/)

## 10月～12月 マイナンバー通知カードが届いたら

通知カードはあなたのマイナンバー（個人番号）を通知するものです。

**番号を確認して大切に保管してください。**

個人番号カードの発行を希望する方は、通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記載し郵送で申請するか、交付申請書に記載されているホームページからスマートフォン等で申請してください。

### 個人番号カードの利用例

- ▶ 本人確認のための身分証明書として利用
- ▶ 電子証明書を利用した電子申請への利用 等



▶ 2面へ続く

### 国のコールセンター (通話料自己負担)

日本語対応

外国語対応

☎0570(20)0178

☎0570(20)0291

(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)

### 開設時間

(月)～(金)午前9時30分～午後5時30分 ※(祝、年末年始を除く)

- ▶ 公式サイト(内閣官房ホームページ内)  
HP<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ▶ 事業者向けガイドライン(特定個人情報保護委員会ホームページ内)  
HP<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

### 荒川区の問合せ先

#### 制度全般に関すること

▶ 総務企画課 ☎内線 2113

#### 通知カードおよび個人番号カードに関すること

▶ 戸籍住民課 ☎内線 2362

#### 情報システムに関すること

▶ 情報システム課 ☎内線 2152

#### 個人情報保護に関すること

▶ 総務企画課 ☎内線 2214

# マイナンバー通知に関する



**個人番号カード交付申請時に顔写真の添付が必要でしょうか？**

個人番号カードの申請時には顔写真の添付が必要です。  
使用する顔写真は直近6か月以内に撮影した、正面・無帽・無背景のものに限られます。



**海外在住ですが、通知カードは送付されますか？**

国外に滞在している方等で、国内に住民票がない場合はマイナンバー（個人番号）が通知されません。  
日本国内に転入し、住民票が作成されれば、通知カードが送付されます。



**個人番号カードの交付申請に手数料はかかりますか？**

当面は無料です。  
ただし、再発行の際は原則として手数料が必要です。



**個人番号カードで証明書のコンビニ交付はできますか？**

個人番号カードは、交付時に暗証番号登録をすればコンビニエンスストアで、住民票・印鑑登録証明書が取れるようになります。平成28年1月中旬にサービスを開始できるよう準備を進めています。



**子どもでも個人番号カードの申請はできますか？**

未成年および成年被後見人の方は、法定代理人による申請が必要です。また特別な理由がある場合は、区市町村長が認める任意代理人が申請できます。



**住民基本台帳カードを持っているのですが、使えなくなりますか？**

住民基本台帳カードは、カードの有効期限内は利用可能です。  
※住民基本台帳カードを使用した電子証明書（公的個人認証）の発行・更新は、平成27年12月22日(火)で、住民基本台帳カードの新規・再交付、更新は平成27年12月28日(月)で終了します



**外国籍ですが、通知カードは送付されますか？**

外国籍の方でも住民票がある方（中長期在留者・特別永住者）には、通知カードが送付されます。



**「あらかわ区民カード・印鑑登録証」は使えなくなるのですか？**

今までどおり使えます。（窓口申請・代理申請・自動交付機）



個人番号カードの受取方法や交付窓口の場所等については、後日区報等でお知らせします

## マイナンバー制度「安全・安心」の仕組み

制度面とシステム面の両方から個人情報を守るための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて収集や保管をすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

